

第59回定時株主総会の招集に際しての 電子提供措置事項

第59期（2024年8月1日～2025年7月31日）

新株予約権等の状況
業務の適正を確保するための体制
会社の支配に関する基本方針
連結株主資本等変動計算書
連結計算書類の連結注記表
株主資本等変動計算書
計算書類の個別注記表

株式会社大盛工業

上記事項につきましては、法令及び当社定款第24条の規定に基づき、書面
交付請求をいただいた株主の皆様に対して交付する書面（電子提供措置事
項記載書面）への記載を省略しております。

新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

イ. 2013年10月25日開催の取締役会決議に基づき当社役員に交付した株式報酬型ストック・オプション（第4回新株予約権）

- ・新株予約権の数 353個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類及び数
普通株式 3,530株（新株予約権1個につき10株）
- ・新株予約権の発行価額（払込金額）
1個当たり 4,300円（1株当たり430円）
- ・新株予約権の行使価額 1個当たり 100円（1株当たり 10円）
- ・新株予約権の行使期間 2013年11月19日から2043年11月18日まで
- ・新株予約権の行使の条件 各新株予約権の一部行使はできないこととする。
- ・その他の条件については、当社と新株予約権の割り当てを受けた者との間で締結した株式報酬型ストック・オプション「第4回新株予約権」割当契約書に定めたところによる。
- ・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役 (監査等委員を除く)	353個	普通株式 3,530株	3名

（注）監査等委員でない社外取締役及び監査等委員である取締役の保有分はありません。

ロ. 2014年10月29日開催の取締役会決議に基づき当社役員に交付した株式報酬型ストック・オプション（第6回新株予約権）

- ・新株予約権の数 1,811個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類及び数
普通株式 18,110株（新株予約権1個につき10株）
- ・新株予約権の発行価額（払込金額）
1個当たり 3,300円（1株当たり330円）
- ・新株予約権の行使価額 1個当たり 100円（1株当たり 10円）
- ・新株予約権の行使期間 2014年11月21日から2044年11月20日まで
- ・新株予約権の行使の条件 各新株予約権の一部行使はできないこととする。
- ・その他の条件については、当社と新株予約権の割り当てを受けた者との間で締結した株式報酬型ストック・オプション「第6回新株予約権」割当契約書に定めたところによる。
- ・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役 (監査等委員を除く)	1,811個	普通株式 18,110株	3名

（注）監査等委員でない社外取締役及び監査等委員である取締役の保有分はありません。

ハ. 2015年10月27日開催の取締役会決議に基づき当社役員に交付した株式報酬型ストック・オプション（第7回新株予約権）

- ・新株予約権の数 1,329個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類及び数
普通株式 13,290株（新株予約権1個につき10株）
- ・新株予約権の発行価額（払込金額）
1個当たり 2,600円（1株当たり260円）
- ・新株予約権の行使価額 1個当たり 100円（1株当たり 10円）
- ・新株予約権の行使期間 2015年11月20日から2045年11月19日まで
- ・新株予約権の行使の条件 各新株予約権の一部行使はできないこととする。
- ・その他の条件については、当社と新株予約権の割り当てを受けた者との間で締結した株式報酬型ストック・オプション「第7回新株予約権」割当契約書に定めたところによる。
- ・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役 (監査等委員を除く)	1,329個	普通株式 13,290株	3名

（注）監査等委員でない社外取締役及び監査等委員である取締役の保有分はありません。

二. 2017年10月27日開催の取締役会決議に基づき当社役員に交付した株式報酬型ストック・オプション（第8回新株予約権）

- ・新株予約権の数 332個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類及び数
普通株式 33,200株（新株予約権1個につき100株）
- ・新株予約権の発行価額（払込金額）
1個当たり 21,300円（1株当たり213円）
- ・新株予約権の行使価額 1個当たり 100円（1株当たり 1円）
- ・新株予約権の行使期間 2017年11月21日から2047年11月20日まで
- ・新株予約権の行使の条件 各新株予約権の一部行使はできないこととする。
- ・その他の条件については、当社と新株予約権の割り当てを受けた者との間で締結した株式報酬型ストック・オプション「第8回新株予約権」割当契約書に定めたところによる。
- ・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役 (監査等委員を除く)	332個	普通株式 33,200株	4名

（注）監査等委員でない社外取締役及び監査等委員である取締役の保有分はありません。

ホ. 2018年10月26日開催の取締役会決議に基づき当社役員に交付した株式報酬型ストック・オプション（第9回新株予約権）

- ・新株予約権の数 523個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類及び数
普通株式 52,300株（新株予約権1個につき100株）
- ・新株予約権の発行価額（払込金額）
1個当たり 20,400円（1株当たり204円）
- ・新株予約権の行使価額 1個当たり 100円（1株当たり 1円）
- ・新株予約権の行使期間 2018年11月21日から2048年11月20日まで
- ・新株予約権の行使の条件 各新株予約権の一部行使はできないこととする。
- ・その他の条件については、当社と新株予約権の割り当てを受けた者との間で締結した株式報酬型ストック・オプション「第9回新株予約権」割当契約書に定めたところによる。
- ・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役 (監査等委員を除く)	523個	普通株式 52,300株	4名

（注）監査等委員でない社外取締役及び監査等委員である取締役の保有分はありません。

ヘ. 2019年10月25日開催の取締役会決議に基づき当社役員に交付した株式報酬型ストック・オプション（第10回新株予約権）

- ・新株予約権の数 521個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類及び数
普通株式 52,100株（新株予約権1個につき100株）
- ・新株予約権の発行価額（払込金額）
1個当たり 20,100円（1株当たり201円）
- ・新株予約権の行使価額 1個当たり 100円（1株当たり 1円）
- ・新株予約権の行使期間 2019年11月21日から2049年11月20日まで
- ・新株予約権の行使の条件 各新株予約権の一部行使はできないこととする。
- ・その他の条件については、当社と新株予約権の割り当てを受けた者との間で締結した株式報酬型ストック・オプション「第10回新株予約権」割当契約書に定めたところによる。
- ・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役 (監査等委員を除く)	521個	普通株式 52,100株	4名

（注）監査等委員でない社外取締役及び監査等委員である取締役の保有分はありません。

ト. 2020年10月28日開催の取締役会決議に基づき当社役員に交付した株式報酬型ストック・オプション（第11回新株予約権）

- ・新株予約権の数 593個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類及び数
普通株式 59,300株（新株予約権1個につき100株）
- ・新株予約権の発行価額（払込金額）
1個当たり 19,100円（1株当たり191円）
- ・新株予約権の行使価額 1個当たり 100円（1株当たり 1円）
- ・新株予約権の行使期間 2020年11月20日から2050年11月19日まで
- ・新株予約権の行使の条件 各新株予約権の一部行使はできないこととする。
- ・その他の条件については、当社と新株予約権の割り当てを受けた者との間で締結した株式報酬型ストック・オプション「第11回新株予約権」割当契約書に定めたとところによる。
- ・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役 (監査等委員を除く)	593個	普通株式 59,300株	4名

（注）監査等委員でない社外取締役及び監査等委員である取締役の保有分はありません。

チ. 2022年6月22日開催の取締役会決議に基づき当社役員に交付した株式報酬型ストック・オプション（第12回新株予約権）

- ・新株予約権の数 1,664個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類及び数
普通株式 166,400株（新株予約権1個につき100株）
- ・新株予約権の発行価額（払込金額）
1個当たり 16,700円（1株当たり167円）
- ・新株予約権の行使価額 1個当たり 100円（1株当たり 1円）
- ・新株予約権の行使期間 2022年7月16日から2052年7月15日まで
- ・新株予約権の行使の条件 各新株予約権の一部行使はできないこととする。
- ・その他の条件については、当社と新株予約権の割り当てを受けた者との間で締結した株式報酬型ストック・オプション「第12回新株予約権」割当契約書に定めたとところによる。
- ・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役 (監査等委員を除く)	1,664個	普通株式 166,400株	6名

（注）監査等委員でない社外取締役及び監査等委員である取締役の保有分はありません。

- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ③ その他の新株予約権等の状況
該当事項はありません。

業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容及び運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ① 監査等委員でない取締役（以下、「取締役」という。）及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会の諮問機関として外部有識者を主要メンバーとして設立したコンプライアンス委員会に対して、当社の主要案件・主要業務を適宜、報告することにより、外部の牽制を通じて重要事項に対する法務チェックを行う。

また、全社的な法令遵守体制の確立を図るため、業務部門から独立した内部監査室により、使用人の業務執行状況の監査を行う。そして、当社において、原則3か月に1回開催される、全役職員が出席する全体会議において、代表取締役社長及び担当取締役が法令遵守の重要性を定期的に説明し、法令遵守体制の全社的な強化・徹底を図る。

また万一、取締役または使用人に法令違反の疑義のある行為等を発見した場合は、速やかに通報、相談できる体制を整備する。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、文書取扱規程に基づき、その保存媒体（文書または電磁的媒体）に応じて適切に保存及び管理するものとし、また、取締役及び監査等委員である取締役は、その保存媒体を必要に応じ、閲覧できるものとする。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

全社的に影響を及ぼす可能性のあるリスクの管理は総務部が行うものとし、各部門の所管業務に付随するリスクに関する管理は当該部門が行う。

万一、不測の事態が発生した場合は、代表取締役社長若しくは代表取締役社長が指名する取締役が総括責任者となり、迅速且つ適切な対応を行い、損失を最小限に止めるものとする。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務分担を明確にし、担当職務に関する権限を委譲し、職務執行の効率化を図る。

当社の経営戦略に関わる重要事項については、社長をはじめとする取締役によって構成される経営会議において、事前に討議を行い、その審議を経て取締役会で意思決定を行う。

各取締役は、毎月開催される定時取締役会において担当職務に関する報

告を行い、取締役会が、全社的な業務の効率化と方向性の統一を行い、取締役が効率的に職務を執行することのできる環境を整える。

⑤ 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ. 子会社の所管業務については、その自主性を尊重しつつ、事業計画に基づいた施策と効率的な業務遂行、透明性を確保した企業集団のコンプライアンス体制を構築し、リスク管理体制の確立を図るため、当社経営企画担当取締役が統括管理する。

ロ. 子会社に法令違反があると思われる時には、当社経営企画担当取締役の指示により当社の内部監査室が、当該子会社の監査を実施する。

ハ. 重要事項を実施する場合、当社の稟議事項とするとともに、所定の事項については、その実施前に、当社経営企画担当取締役に報告する。

⑥ 監査等委員である取締役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性及び監査等委員である取締役の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員である取締役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役は取締役会を開催して、監査等委員である取締役と協議のうえ、監査等委員である取締役を補助すべき使用人を決定する。

また、監査等委員である取締役を補助すべき使用人として選任された使用人は、当該期間中は監査等委員である取締役の指揮命令の下で監査等委員である取締役の補助業務を行うものとし、取締役の指揮命令は受けないものとする。

⑦ 取締役及び使用人が監査等委員である取締役に報告するための体制及びその他の監査等委員である取締役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、取締役会に付議する重要な事項及び重要な決定事項、重要な月次報告、重要な会計方針・会計基準の変更、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項、重大な法令・定款違反、その他必要な重要事項を監査等委員である取締役に報告するものとする。

監査等委員である取締役は必要に応じていつでも、取締役及び使用人に対して必要事項に関して報告を求めることができ、また、重要と思われる会議に出席することができるものとする。

なお、監査等委員である取締役に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保する。

- ⑧ 監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項
監査等委員である取締役の職務執行に関して生ずる費用については、会社の経費予算の範囲内において、所定の手続きにより会社が負担する。
- ⑨ その他監査等委員である取締役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査等委員である取締役は定期的に、また必要に応じ、代表取締役社長、会計監査人、顧問弁護士と意見交換を行い、監査の実効性を確保するものとする。
- ⑩ 財務報告の適正性と信頼性を確保するための体制
金融商品取引法の求める財務報告に係る内部統制の有効性を継続的に評価するために、「内部統制の基本方針書」「内部統制の整備・運用及び評価基本計画書」を定め、必要な業務体制を整える。
- ⑪ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関わりを持たず、万一疑わしき事態が発生した場合は、所管警察署や顧問弁護士と相談し、組織的に毅然とした姿勢で対応する。
- ⑫ 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
「内部監査計画書」に基づき、内部監査部門は監査等委員である取締役及び会計監査人と連携しながら内部監査を実施し、業務の適正性、効率性を確保している。なお、業務執行取締役に対する監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスを一層強化する観点から、当社は、2015年10月27日より監査等委員会設置会社に移行している。また、子会社の内部統制管理に関しては、当社の経営方針を子会社の経営陣に伝達するほか、子会社の従業員から情報を収集する等子会社の業務状況を継続的にモニタリングすることにより、グループ全体の内部統制システムが有効に機能するよう取り組んでいる。

会社の支配に関する基本方針

① 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。

また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様への決定に委ねられるべきだと考えております。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、ステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもあります。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から付託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えております。

② 基本方針の実現に資する特別な取組みについて

イ. 企業価値向上への取組み

当社は、「建設業を通じて人と社会に貢献する」という企業理念のもと、「下水道を中心とした生活インフラの整備を通じて人と社会に貢献していきたい」という思いから、1967年6月に当社を設立し、半世紀以上の長きに亘り、上・下水道工事の専門業者として事業を展開してまいりました。

私たちが生きていくために「水」は重要かつ貴重な資源であり、人々の生活においても欠かせないものであることから、「使用・利用した水をきれいにして川や海に戻す取組み」は、水循環型社会の形成において重要な取組みと考えております。

明治時代より始まった東京都区部の下水道の整備は、初期に敷設した設備の老朽化が進んでおり、新たな設備への入替えや補修を行う必要があるほか、豪雨対策における雨水排除能力の増強や防災・減災対策における耐震性の向上などを図る再構築工事を行うことが急務となっており、当社グループの果たすべき使命はこれからも増していくものと思われます。

当社グループは、E S G（環境・社会・ガバナンス）へ配慮・注力した「環境・社会・経済」の3つの観点における持続可能な経営を実

践し、当社グループの「経済的価値の向上」及び「社会的価値の向上」の実現を目指し、これらを実現するため、以下の方針・戦略に基づき、取り組んでおります。

(サステナビリティに関する方針及び戦略)

- 一. 事業を通じた環境問題への取り組み
水環境の持続可能な循環型社会を支えていく取り組み。
- 二. 地域社会への参画と貢献
生活に密着したインフラを守る取り組みを通じた社会貢献。
- 三. 社会からの信頼の確立
技術力、経験に基づく確かなサービスの提供。

(人的資本に関する方針及び戦略)

事業の遂行において「人」は最も大切な「財産」であると捉え、培ってきた施工経験、ノウハウを確実に継承していくため、多様性の確保を含む人財の育成及び社内環境の整備を推進しております。

一. 人財の育成

当社グループは、事業を通じて「持続可能な社会の実現」を果たすため、技術、経験を有する人財の雇用、育成、定着を推進する取り組みを行っております。

二. ワークライフバランスの実現

当社グループは、働く一人ひとりが自らの人生を充実させることができるワークライフバランスの実現を目指す取り組みを行っております。

三. 「ダイバーシティ」への取り組み

当社グループは、性別、年齢、国際性、性的指向などを含む幅広い多様性を尊重し、活躍を後押しできる環境を推進する取り組みを行っております。

当社グループは、温暖化等の地球環境の悪化は国際的な問題としてばかりでなく、私たちの身近な問題となっており、特に当社が行う建設事業は、生活に密着したライフラインを守る重要な事業であることから、CO₂排出抑制、サステナブル調達、社会課題を解決する新技術への挑戦など、地球環境の課題の解決に向けた活動を通じて社会に貢献してまいりますとともに、策定した中期経営計画に掲げた「数値目標の達成」並びに「持続的な配当の実施」という目標の実現に向けて真摯に取り組む、当社グループの企業価値ひいては株主様の共同の利益の確保・向上を図っていく所存であります。

□. コーポレート・ガバナンスの強化

当社は、「建設業を通じて人と社会に貢献する」という企業理念のもとに社会に貢献することを目指しておりますが、その実現のためには、コーポレート・ガバナンスの充実を図り、経営の透明性及び健全

性を確保することが重要であると考えており、以下のコーポレート・ガバナンスの体制及び内部統制システムの整備を行っております。

・コーポレート・ガバナンスの体制

当社は、監査等委員会設置会社であり、監査等委員会は3名の取締役で構成され、全員が社外取締役であり、任期は2年であります。

監査等委員である社外取締役は、法務、財務・会計に関する高度の知見を有しており、取締役会に出席して取締役の職務執行に対する監視を行うことを通じて経営に関する重要事項の決定及び業務執行状況全般に対する監督を行っております。

また、必要に応じ会計監査人及び内部監査人、従業員との意見交換を通じて各種情報を収集し、取締役会で決定した事項が全社的に整合性をもって実行されているかをチェックしております。

監査等委員でない業務執行取締役は6名であり、任期は1年であります。会長、社長は協力して全社を統括・管理しており、その他の4名の取締役は当社の主要事業の実行責任者として各部門を率いて業務を推進しております。

取締役会は、業務執行取締役6名と監査等委員である取締役3名で構成されており、原則月1回、また、必要に応じ随時開催され、経営の基本方針等の重要な事項を審議・決定するとともに、各取締役の職務執行状況及び各部門の業務推進状況を相互に監視しております。

また、取締役会とは別に毎週1回、業務執行取締役6名で経営会議を開催し、当社グループを取り巻く経営環境の分析や経営方針の検討、各事業の進捗状況などについて意見交換を行い、情報の共有に努めております。

一方、幹部社員に対しては、当社の経営方針・経営戦略に対する理解を徹底させるため、また同時に、週単位での各部署の業務進捗状況の把握のため、毎週1回、部長職以上の社員による部長会を開催しており、その会議には、経営会議のメンバーである各取締役も出席しております。

さらに、一般社員に対しては、各四半期の決算短信発表時に合わせて、全社員が出席する全体会議を開催し、経営方針の伝達、各四半期の業績の説明などを通じて、会社情報の共有及び経営方針の徹底を図っております。

これらの活動を通じて、取締役から一般社員に至るまで、全員が会社情報・経営方針を共有し、また、各種法令を遵守し、事業目標の達成に向けて邁進しております。

・内部統制システムの整備

当社は、事業活動を行うに際して、まず、当事業に関連する各種法令等の遵守を第一前提とし、そのうえで事業目的を達成するため

に、業務を有効的かつ効率的に行い、また、その事業活動の結果を正しく財務情報として報告することが重要であると認識しており、それらを実現するために内部統制システムを構築しております。

内部統制システムにおいては、当社グループの事業活動に関して、まず、現状の統制環境を確認し、そのうえで各事業の実行に伴うリスクを分析し、そのリスクに対する対応を通じて統制活動を行い、また、これらの活動内容が全社的に情報として伝達されるように制度化しております。

特に、財務報告の信頼性を確保するためには、財務報告に係る内部統制の基本方針書並びに内部統制整備・運用及び評価基本計画書を策定して、財務報告に関する正確性を高めております。

また、内部統制システムに対するチェック機能といたしまして、監査等委員である取締役及び内部監査人が連携して、内部統制システムが有効に機能しているかを随時監視しております。

当社グループは、これらの活動を通じて、当社グループの行う各事業に対する内部統制を徹底しております。

- ③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（当社株式等の大規模買付行為に関する対応策）

イ. 目的

当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（以下「本対応策」といいます。）は、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、上記①に記載の基本方針に沿って導入されたものであり、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間、並びに当社が大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保することを目的としております。

ロ. 概要

本対応策は、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、条件を満たす場合には当社が対抗措置をとることによって、大規模買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者に対して、警告を行うものです。

なお、本対応策においては、対抗措置の発動等に当たって、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、独立委員会規程に従い、当社社

外取締役、または社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士もしくは学識経験者またはこれらに準じる者）で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会の勧告を最大限尊重するとともに、株主及び投資家の皆様に適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしております。

なお、現在の独立委員会の委員には、監査等委員である社外取締役3名が就任しております。

本対応策の詳細につきましては、当社ウェブサイト <https://www.ohmori.co.jp> の「IR情報」「IRニュース」に掲載しております。2022年9月28日付開示資料「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続について」をご参照ください。

④ 本対応策に対する当社取締役会の判断及び判断に係る理由

当社株式等に対する大規模買付行為を行おうとする者が現れた場合、株主の皆様が、当社の経営資源その他企業価値を構成する多様な要素を十分に把握したうえで、当該買付が当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に及ぼす影響を短期間で適切に判断することは容易ではないと思われます。本対応策は、当社株式等に対する大規模買付行為が予見された場合、買付に応じるか否かを株主の皆様が判断し、または当社取締役会が検討を行うために必要な情報や期間を確保することにより、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に反する買付行為を防止することを目的としております。

本対応策は、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させる目的をもって継続しているものであり、基本方針に合致したものであると当社取締役会は判断しております。

~~~~~  
本事業報告は、次により記載しております。

記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(2024年8月1日から)  
(2025年7月31日まで)

(単位：千円)

|                          | 株 主 資 本   |           |           |         |           | 新株予約権  | 純資産合計     |
|--------------------------|-----------|-----------|-----------|---------|-----------|--------|-----------|
|                          | 資 本 金     | 資本剰余金     | 利益剰余金     | 自 己 株 式 | 株主資本合計    |        |           |
| 当連結会計年度期首残高              | 3,101,292 | 1,039,450 | 1,453,171 | △54,386 | 5,539,527 | 78,277 | 5,617,805 |
| 当連結会計年度変動額               |           |           |           |         |           |        |           |
| 剰 余 金 の 配 当              |           |           | △186,545  |         | △186,545  |        | △186,545  |
| 親会社株主に帰属する当期純利益          |           |           | 518,581   |         | 518,581   |        | 518,581   |
| 自己株式の取得                  |           |           |           | △75     | △75       |        | △75       |
| 株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額） |           |           |           |         |           | －      | －         |
| 当連結会計年度変動額合計             | －         | －         | 332,036   | △75     | 331,960   | －      | 331,960   |
| 当連結会計年度末残高               | 3,101,292 | 1,039,450 | 1,785,207 | △54,462 | 5,871,488 | 78,277 | 5,949,765 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結子会社の状況

・連結子会社の数

3社

・連結子会社の名称

株式会社東京テレコムエンジニアリング

井口建設株式会社

港シビル株式会社

- ② 非連結子会社はありません。

## (2) 持分法の適用に関する事項

非連結子会社及び関連会社が存在しないため、該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、井口建設株式会社、港シビル株式会社の決算日は5月31日、株式会社東京テレコムエンジニアリングの決算日は6月30日であります。連結計算書類の作成にあたっては、決算日現在の計算書類を作成し、連結決算日との間に生じた連結子会社間の重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

#### (4) 会計方針に関する事項

- ① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他の有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時俾法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

- ② 重要な資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価基準及び評価方法

未成工事支出金……………個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

不動産事業等支出金……個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

販売用不動産……………個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

貯蔵品……………先入先出法による原価法（貸借対照表は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

③ 重要な固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……………定率法

但し、茨城工場、ＯＬＹ及び1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法

また、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備、構築物については定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物・構築物……………：5年～40年

工具器具・備品……………：3年～20年

無形固定資産……………定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年間）に基づいております。

④ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金……………従業員の賞与支給に備えるため、翌連結会計年度における支給見込額のうち、当連結会計年度負担分を計上しております。

ハ. 役員賞与引当金……………役員の賞与支給に備えるため、会社が算定した当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

ニ. 完成工事補償引当金…引渡しの完了した工事の補償等の費用発生に備えるため、当連結会計年度の完成工事高に対する将来の見積補償額に基づいて計上しております。

ホ. 役員退職慰労引当金…役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。



⑤ 重要な収益及び費用の計上基準

イ. 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当社グループの主要な事業である建設事業において、工事契約に基づき建設工事及び土木工事を行っており、財又はサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転する場合には、財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法を適用しております。

履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っております。また、契約の初期段階において、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないものの、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

ロ. 不動産事業の売上高

不動産事業において、主に不動産の賃貸・売却を行っております。不動産の売却は、顧客との売買契約に基づき物件を引渡す履行義務を負っているため、一時点で充足される履行義務と判断し、当該引渡し時点で収益を認識しております。

また、不動産の賃貸は、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号）に基づき収益を認識しております。

ハ. OLY事業の売上高

OLY事業において、建設資材の賃貸等並びに鉄骨加工を行っております。

建設資材の賃貸は、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号）に基づき収益を認識しております。

また、鉄骨加工は、契約の初期段階において、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないものの、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。

なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

⑥ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に退職給付に係る期末自己要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

## 2. 会計上の見積りに関する注記

一定の期間にわたり履行義務を充足し収益を認識する方法の適用

- ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

完成工事高 4,814,967千円

- ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

一定の期間にわたり収益を認識する方法により計上される完成工事高については、工事原価総額を基礎として、期末までの既発生原価額に応じた工事進捗度に工事収益総額を乗じて完成工事高を算出しております。工事原価総額の見積りの基礎となる工事契約ごとの実行予算は、個々の案件に特有の状況を織り込み、当連結会計年度末時点で将来に発生する各費目を合理的に見積もった上で算定しております。

主要な仮定は見積りの不確実性を伴うため、完成工事高に影響を及ぼす可能性があるものの、当連結会計年度末における見積りに際し、翌連結会計年度以降の連結計算書類に重要な影響を与えるような仮定の変動は想定しておりません。

### 3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

|             |             |
|-------------|-------------|
| 販 売 用 不 動 産 | 5,362,462千円 |
| 計           | 5,362,462千円 |

上記に対応する債務は次のとおりであります。

|       |             |
|-------|-------------|
| 短期借入金 | 219,174千円   |
| 長期借入金 | 3,914,631千円 |

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 726,996千円  
(減損損失累計額を含む)

### 4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株 式 の 種 類 | 当連結会計年度<br>期 | 当連結会計年度<br>増 加 株 式 数 | 当連結会計年度<br>減 少 株 式 数 | 当連結会計年度末    |
|-----------|--------------|----------------------|----------------------|-------------|
| 普 通 株 式   | 18,672,849株  | －                    | －                    | 18,672,849株 |

(2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

| 決議                    | 株式の種類 | 配当金の<br>総額<br>(千円) | 1株当たり<br>配当額<br>(円) | 基準日            | 効力発生日           |
|-----------------------|-------|--------------------|---------------------|----------------|-----------------|
| 2024年10月29日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 186,545            | 10                  | 2024年<br>7月31日 | 2024年<br>10月30日 |

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

| 決議予定                      | 株式の種類 | 配当の<br>原資 | 配当金の<br>総額<br>(千円) | 1株当たり<br>配当額<br>(円) | 基準日            | 効力発生日           |
|---------------------------|-------|-----------|--------------------|---------------------|----------------|-----------------|
| 2025年<br>10月29日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 利益<br>剰余金 | 214,523            | 11.5                | 2025年<br>7月31日 | 2025年<br>10月30日 |

### (3) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

|                    | 2013年<br>10月25日<br>取締役会決議       | 2014年<br>10月29日<br>取締役会決議        | 2015年<br>10月27日<br>取締役会決議        | 2017年<br>10月27日<br>取締役会決議         | 2018年<br>10月26日<br>取締役会決議         | 2019年<br>10月25日<br>取締役会決議         | 2020年<br>10月28日<br>取締役会決議         | 2022年<br>6月22日<br>取締役会決議           |
|--------------------|---------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|------------------------------------|
| 目的となる<br>株 式 の 種 類 | 普通株式                            | 普通株式                             | 普通株式                             | 普通株式                              | 普通株式                              | 普通株式                              | 普通株式                              | 普通株式                               |
| 目的となる<br>株 式 の 数   | 3,530株<br>新株予約権<br>1個につき<br>10株 | 18,110株<br>新株予約権<br>1個につき<br>10株 | 13,290株<br>新株予約権<br>1個につき<br>10株 | 33,200株<br>新株予約権<br>1個につき<br>100株 | 52,300株<br>新株予約権<br>1個につき<br>100株 | 52,100株<br>新株予約権<br>1個につき<br>100株 | 59,300株<br>新株予約権<br>1個につき<br>100株 | 166,400株<br>新株予約権<br>1個につき<br>100株 |
| 新株予約権の<br>残 高      | 353個                            | 1,811個                           | 1,329個                           | 332個                              | 523個                              | 521個                              | 593個                              | 1,664個                             |

## 5. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に関する取組指針

当社グループは、設備投資計画等に照らして、必要な資金（主に増資や銀行借入）を調達しております。一時的な余資は事業遂行上必要に応じ貸付けを行っております。また、短期的な運転資金は銀行借入により調達しております。デリバティブ取引については、ヘッジ会計の要件を満たしている等、実需の範囲内で行うこととしております。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形・完成工事未収入金等については、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。未回収の場合は、適切な保全措置をとることとしております。

営業債務である工事未払金は、そのほとんどが2ヵ月以内の支払期日であります。

短期借入金及び長期借入金については、流動性のリスクに晒されておりますが、当該リスクについては、資金計画を作成し定期的に更新することにより管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

(2025年7月31日)

|         | 連結貸借対照表計上額 (千円) | 時 価 (千円)  | 差 額 (千円) |
|---------|-----------------|-----------|----------|
| 長期借入金 ※ | 4,309,807       | 4,272,629 | △37,178  |
| 負債計     | 4,309,807       | 4,272,629 | △37,178  |

※長期借入金は、1年内返済予定分を含めて表示しております。

(注) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

現金及び預金、受取手形・完成工事未収入金等

これらは、短期間で決済するものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、注記を省略しております。

負債

工事未払金

工事未払金については、短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、注記を省略しております。

未成工事受入金

未成工事受入金については、短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、注記を省略しております。

長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を残存期間及び信用リスクを加味した利率で割引いた現在価値により算定しております。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

| 区分    | 時価（千円） |           |      |           |
|-------|--------|-----------|------|-----------|
|       | レベル1   | レベル2      | レベル3 | 合計        |
| 長期借入金 | －      | 4,272,629 | －    | 4,272,629 |
| 負債計   | －      | 4,272,629 | －    | 4,272,629 |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金

元利金の合計額を国債の利率または国債の利率に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により時価を算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## 6. 賃貸等不動産に関する注記

### (1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社は、不動産事業の一環として不動産の賃貸業を行っており、賃貸用不動産（土地を含む）等を保有しております。

### (2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

| 連結貸借対照表計上額 | 時価        |
|------------|-----------|
| 179,843千円  | 236,968千円 |

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得価額から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
2. 当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む）であります。

## 7. 収益認識に関する注記

### (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

|               | 報 告 セ グ メ ン ト |         |         |         | 合 計       |
|---------------|---------------|---------|---------|---------|-----------|
|               | 建設事業          | 不動産事業   | OLY事業   | 通信関連事業  |           |
| 官 公 庁         | 4,623,123     | －       | －       | －       | 4,623,123 |
| 民 間           | 191,843       | 211,649 | 108,186 | 449,345 | 961,025   |
| 顧客との契約から生じる収益 | 4,814,967     | 211,649 | 108,186 | 449,345 | 5,584,149 |
| その他の収益（注）     | －             | 388,706 | 470,986 | －       | 859,693   |
| 外部顧客への売上高     | 4,814,967     | 600,356 | 579,173 | 449,345 | 6,443,842 |

(注) 「その他の収益」は、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」の範囲に含まれる賃貸料収入であります。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4) 会計方針に関する事項 ⑤ 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

|                     | 当連結会計年度   |
|---------------------|-----------|
| 顧客との契約から生じた債権（期首残高） | 155,094   |
| 顧客との契約から生じた債権（期末残高） | 227,554   |
| 契約資産（期首残高）          | 2,138,666 |
| 契約資産（期末残高）          | 1,742,529 |
| 契約負債（期首残高）          | 1,374,445 |
| 契約負債（期末残高）          | 800,310   |

契約資産は主に建設事業における顧客との工事契約について期末日時点で履行義務を充足しているが未請求となっている対価に対する当社グループの権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振替えられます。

当該対価は、個々の契約に定められた支払条件に従って請求し、受領しております。

契約負債は、主に、建設事業における顧客との工事契約について期末日時点で履行義務を充足していないが支払条件に基づき顧客から受け取った前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、1,095,769千円であります。また、過去の期間に充足または部分的に充足した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益の額に重要性はありません。

なお、連結貸借対照表上、契約資産及び顧客との契約から生じた債権は「受取手形・完成工事未収入金等」に含めて表示しており、契約負債は「未成工事受入金」及び流動負債の「その他」に含めて表示しております。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末日時点で未充足の履行義務に配分した取引価格の総額は、当連結会計年度末において6,819,907千円であります。当該履行義務は、建設事業における工事契約に係るものであり、期末日後概ね3年以内に収益として認識されると見込んでおります。



**8. 1株当たり情報に関する注記**

1株当たり純資産額

314円75銭

1株当たり当期純利益

27円80銭

**9. 重要な後発事象に関する注記**

該当事項はありません。

# 株主資本等変動計算書

(2024年8月1日から  
2025年7月31日まで)

(単位：千円)

|                         | 株主資本      |           |                  |                 |           |                                     |                 |         |            | 新株<br>予約権 | 純資産<br>合計 |
|-------------------------|-----------|-----------|------------------|-----------------|-----------|-------------------------------------|-----------------|---------|------------|-----------|-----------|
|                         | 資本金       | 資本剰余金     |                  |                 | 利益剰余金     |                                     |                 | 自己株式    | 株主資本<br>合計 |           |           |
|                         |           | 資本<br>準備金 | その他<br>資本<br>剰余金 | 資本<br>剰余金<br>合計 | 利益<br>準備金 | その他<br>利益<br>剰余金<br>繰越<br>利益<br>剰余金 | 利益<br>剰余金<br>合計 |         |            |           |           |
| 当 期 首 残 高               | 3,101,292 | 502,974   | 536,476          | 1,039,450       | 67,489    | 1,137,196                           | 1,204,686       | △54,386 | 5,291,042  | 78,277    | 5,369,320 |
| 当 期 変 動 額               |           |           |                  |                 |           |                                     |                 |         |            |           |           |
| 剰余金の配当                  |           |           |                  |                 | 18,654    | △205,199                            | △186,545        |         | △186,545   |           | △186,545  |
| 新 株 の 発 行               |           |           |                  |                 |           |                                     |                 |         |            |           |           |
| 当 期 純 利 益               |           |           |                  |                 |           | 485,816                             | 485,816         |         | 485,816    |           | 485,816   |
| 自己株式の取得                 |           |           |                  |                 |           |                                     |                 | △75     | △75        |           | △75       |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） |           |           |                  |                 |           |                                     |                 |         |            | -         | -         |
| 当期変動額合計                 | -         | -         | -                | -               | 18,654    | 280,616                             | 299,270         | △75     | 299,194    | -         | 299,194   |
| 当 期 末 残 高               | 3,101,292 | 502,974   | 536,476          | 1,039,450       | 86,143    | 1,417,813                           | 1,503,957       | △54,462 | 5,590,237  | 78,277    | 5,668,515 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

###### イ. 子会社株式

移動平均法による原価法

###### ロ. その他の有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

##### ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

未成工事支出金……………個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

不動産事業等支出金……………個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

販売用不動産……………個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

貯蔵品……………先入先出法による原価法（貸借対照表は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……………定率法

但し、茨城工場、ＯＬＹ及び1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法

また、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備、構築物については定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物・構築物                   ： 5年～38年

工具器具・備品               ： 3年～15年

無形固定資産……………定額法

### (3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金……………従業員の賞与支給に備えるため、翌事業年度における支給見込額のうち、当事業年度負担分を計上しております。
- ③ 役員賞与引当金……………役員の賞与支給に備えるため、会社が算定した当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。
- ④ 完成工事補償引当金…引渡し完了した工事の補償等の費用発生に備えるため、当事業年度の完成工事高に対する将来の見積補償額に基づいて計上しております。
- ⑤ 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務を計上しております。なお、退職給付引当金の対象従業員が300名未満でありますので、簡便法によっており、退職給付債務の金額は当事業年度末要支給額（退職年金制度により支給される部分を除く）としております。なお、当事業年度末において認識すべき年金資産が退職給付債務の額を超過する場合には、前払年金費用として投資その他の資産に計上しております。

### (4) 重要な収益及び費用の計上基準

#### ① 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当社の主要な事業である建設事業において、工事契約に基づき建設工事及び土木工事を行っており、財又はサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転する場合には、財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法を適用しております。

履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っております。また、契約の初期段階において、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないものの、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

② 不動産事業の売上高

不動産事業において、主に不動産の賃貸・売却を行っております。不動産の売却は、顧客との売買契約に基づき物件を引渡す履行義務を負っているため、一時点で充足される履行義務と判断し、当該引渡し時点で収益を認識しております。

また、不動産の賃貸は、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号）に基づき収益を認識しております。

③ O L Y事業の売上高

O L Y事業において、建設資材の賃貸等並びに鉄骨加工を行っております。

建設資材の賃貸は、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号）に基づき収益を認識しております。

また、鉄骨加工は、契約の初期段階において、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないものの、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。

なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

## 2. 会計上の見積りに関する注記

一定の期間にわたり履行義務を充足し収益を認識する方法の適用

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

完成工事高 3,557,207千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表の「2. 会計上の見積りに関する注記 一定の期間にわたり履行義務を充足し収益を認識する方法の適用」に記載した内容と同一であります。

### 3. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保資産及び担保付債務

|             |             |
|-------------|-------------|
| 販 売 用 不 動 産 | 5,362,462千円 |
| 計           | 5,362,462千円 |

上記に対応する債務は次のとおりであります。

|           |             |
|-----------|-------------|
| 短 期 借 入 金 | 219,174千円   |
| 長 期 借 入 金 | 3,914,631千円 |

(2) 有形固定資産の減価償却累計額  
(減損損失累計額を含む) 602,108千円

(3) 関係会社に対する金銭債権・債務

|             |           |
|-------------|-----------|
| 短 期 金 銭 債 権 | 200,051千円 |
|-------------|-----------|

### 4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

|      |       |
|------|-------|
| 営業収益 | 198千円 |
|------|-------|

営業取引以外の取引による取引高

|       |          |
|-------|----------|
| 営業外収益 | 34,746千円 |
|-------|----------|

### 5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

| 株 式 の 種 類 | 当事業年度期首 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当 事 業 年 度 末 |
|-----------|---------|------------|------------|-------------|
| 普 通 株 式   | 18,335株 | 303株       | －          | 18,638株     |

(注) 普通株式の自己株式の増加は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

## 6. 税効果会計に関する注記

### (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

|                |          |
|----------------|----------|
| 繰延税金資産         |          |
| 貸倒引当金損金算入限度超過額 | 8,127千円  |
| 賞与引当金          | 35,739   |
| 減損損失           | 177,086  |
| 棚卸資産評価損        | 19,581   |
| 子会社株式評価損       | 31,068   |
| 新株予約権          | 24,673   |
| その他            | 24,604   |
| 繰延税金資産小計       | 320,881  |
| 評価性引当額         | △251,477 |
| 繰延税金資産合計       | 69,404   |
| 繰延税金負債         |          |
| 前払年金費用         | △40,838  |
| 繰延税金負債合計       | △40,838  |
| 繰延税金資産の純額      | 28,565   |

### (2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年8月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.62%から31.52%に変更し計算しております。

この変更による当事業年度の計算書類への影響は軽微であります。

## 7. リースにより使用する固定資産に関する注記

該当事項はありません。

## 8. 関連当事者との取引に関する注記

### 関係会社等

| 属性  | 会社等の<br>名称                     | 所在地         | 資本金<br>(千円) | 事業の<br>内容           | 議決権等の所有<br>(被所有)<br>割合 (%) | 関連当事者<br>との関係       | 取引の<br>内容           | 取引金額<br>(千円) | 科目        | 期末<br>残高 |
|-----|--------------------------------|-------------|-------------|---------------------|----------------------------|---------------------|---------------------|--------------|-----------|----------|
| 子会社 | 株式会社<br>東京テレコム<br>エンジニア<br>リング | 東京都<br>新宿区  | 10,000      | 通信回線<br>の保守・<br>管理等 | 直接 100.0                   | 役員の兼任<br>配当金の<br>受取 | 配当金の<br>受取<br>(注) 1 | 19,500       | －         | －        |
| 子会社 | 井口建設<br>株式会社                   | 山梨県<br>上野原市 | 30,000      | 建設工事<br>の受注<br>施工   | 直接 100.0                   | 役員の兼任<br>配当金の<br>受取 | 配当金の<br>受取<br>(注) 1 | 13,800       | －         | －        |
| 子会社 | 港シビル<br>株式会社                   | 東京都<br>港区   | 20,000      | 建設工事<br>の受注<br>施工   | 直接 100.0                   | 役員の兼任<br>利息の<br>受取  | 利息の<br>受取<br>(注) 2  | 1,446        | 短期<br>貸付金 | 200,000  |

(注) 1. 配当金の受取については、経営環境や業績動向を勘案し、合理的に決定しております。

2. 資金の貸付については、市場金利を勘案し、決定しております。

## 9. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報について、連結注記表の「7. 収益認識に関する注記 (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

## 10. 1株当たり情報に関する注記

|            |         |
|------------|---------|
| 1株当たり純資産額  | 299円68銭 |
| 1株当たり当期純利益 | 26円04銭  |

## 11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。